

〈 施設基準 〉

当院は下記を実施するにあたり、厚生労働省の定める施設基準に適合している旨を

鹿児島社会保険事務局長、管轄保健所長に届け出ている保険医療機関です

入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)

入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)による食事の提供では、

管理栄養士によって管理された食事が、

適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供されます

食事提供時間	:	朝食	8:00	昼食	12:00	夕食	18:00
--------	---	----	------	----	-------	----	-------